

プレスリリース [2020年4月2日]

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 市立小中学校における新学期の臨時休業について

都内において、新型コロナウイルス感染症の拡大の傾向がみられることから、市は、学校保健安全法第20条に基づき、5月6日まで臨時休業期間を延長します。

■ 臨時休業期間

4月6日（月）～5月6日（水）

■ 始業式・入学式

【始業式】

4月6日（月）

- 実施方法や時間短縮の工夫をして実施します。
- 登校にあたり、児童生徒は家庭で検温するなど健康観察を十分に行うようにします。

【入学式】

小学校 4月6日（月）

中学校 4月7日（火）

- 入学式の参列者は、入学生である児童生徒、入学生の保護者、教職員のみとします。
- 入学式は、学校ごとに時間を短縮した形で実施します。
- 参列者は家庭で検温するなど、健康観察を十分に行うようにします。

■ 子どもの居場所確保

小学校 1年生～3年生までの児童を対象に「小学校での児童の預かり」を行います。

期間：4月7日（火）～5月6日（水）午前8時30分～午後3時30分
（土、日、祝日、登校日を除く）

- 新1年生については、保護者が送迎できる児童とします。

※引き続き、ご家庭での検温、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を呼びかけます。

■ 本件に関するお問い合わせ先

学校教育部指導課 課長 小池 TEL 042-724-2867